

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第三百九号

東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第四百十号）第十六条第二項の規定により、広域的に処理する産業廃棄物の令和五年度の受入計画を次のとおり定める。

令和五年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 受入産業廃棄物の排出区域 東京都全域
- 二 受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準 別表のとおり

三 受入量 年量八〇、〇〇〇トン

四 受入対象事業者

(一) 産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する者であつて、次に掲げるもの

- ア 小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
にあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人
- イ サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
にあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

ウ 卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
にあつては、資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下

の会社及び個人

エ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（アからウ

までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる

事業として営むものにあつては、資本金の額又は出

資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従

業員の数が三百人以下の会社及び個人

(二) (一)に規定する者から中間処理の委託を受け、かつ、

都内に中間処理施設を有する産業廃棄物処分業者

(三) その他特に知事が受入れの必要があると認める者

五 処分方法 埋立処分

六 搬入者の範囲 四に掲げる事業者のうち知事が搬入を

承認した事業者又はその者から運搬を委託された産業廃

棄物収集運搬業者

七 搬入者の遵守事項

(一) 搬入できる産業廃棄物は、受入基準にあつたものに
限る。

(二) 運搬は、あらかじめ届出をした車両に限る。

(三) 運搬中は、シート掛け等により産業廃棄物の飛散防

止措置を講じること。

(四) 処分場の受付において産業廃棄物搬入カード及び産

業廃棄物管理票を提出すること。

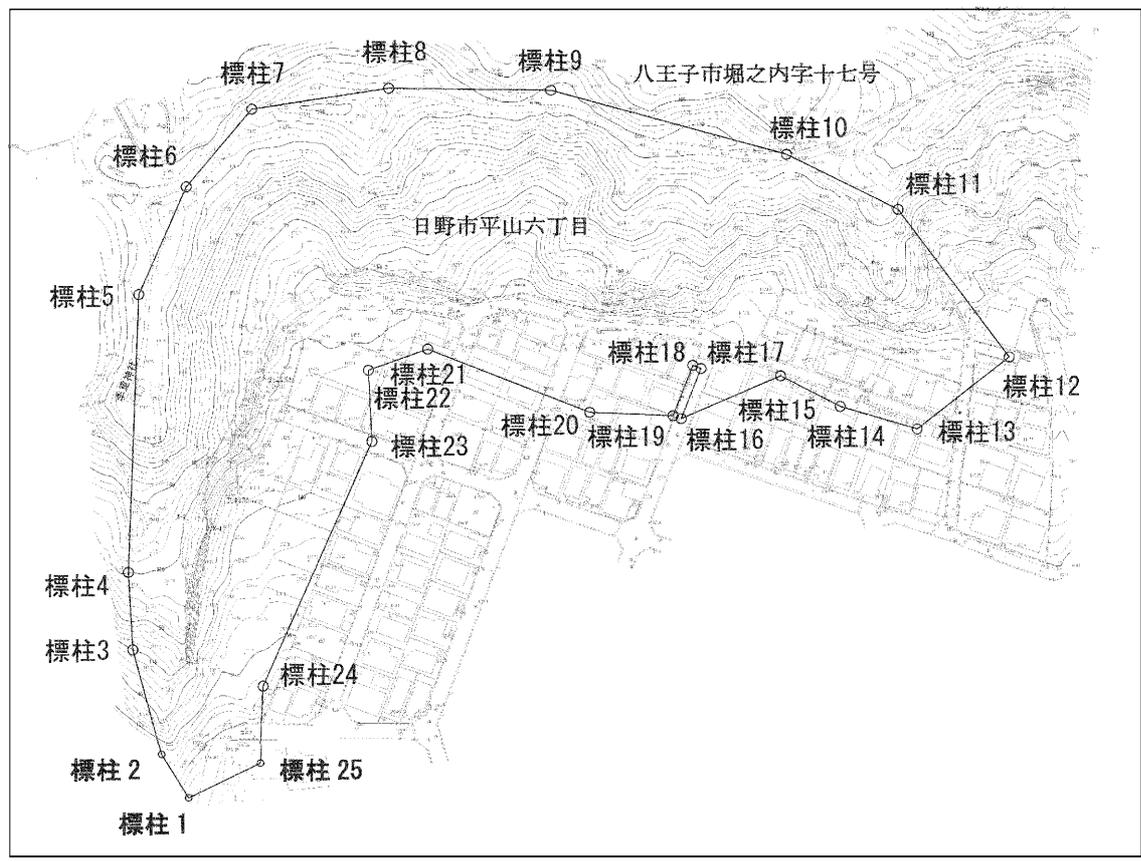
(五) 検査に必要な産業廃棄物の抜取りに協力すること。

(六) 処分場内においては、係員の指示に従うこと。

三七番二二
 三七番七
 三七番二一
 三五番一六
 三五番八
 四二番一五六
 二四番一九
 八王子市堀之内字十七号
 一三九六番

十八号
 十九号
 二十号
 二十一号
 二十二号
 二十三号
 二十五号
 七号から十号まで

別 図



日野市平山六丁目地区 急傾斜地崩壊危険区域
 日野市平山六丁目及び八王子市堀之内字十七号各地内

●東京都告示第三百一十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

この関係図書は、令和五年三月二十四日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都西多摩建設事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域の名称

西多摩郡檜原村小沢地区

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十七号とを結んだ線に囲まれた土地の区域（別図のとおり）

西多摩郡檜原村字小沢

三七九一番四

一号、二十六号及び二十七号

三八一〇番

二号

八四四二番三

三号

八四四二番一

四号

八四四四番

五号

八四四六番

六号から八号まで

八四七七番イ

九号

八四六八番イ二

十号

八四七二番

十一号

三六八五番一

十二号

三七一八番一

十三号及び十四号

三六八七番六

十五号

三六八七番一

十六号

三七〇五番二

十七号

三七〇三番一

十八号

三七八三番地先道路敷

十九号

三七八四番一

二十号及び二十一号

三七八四番三

二十二号

三七九三番三

二十三号

三七八七番一

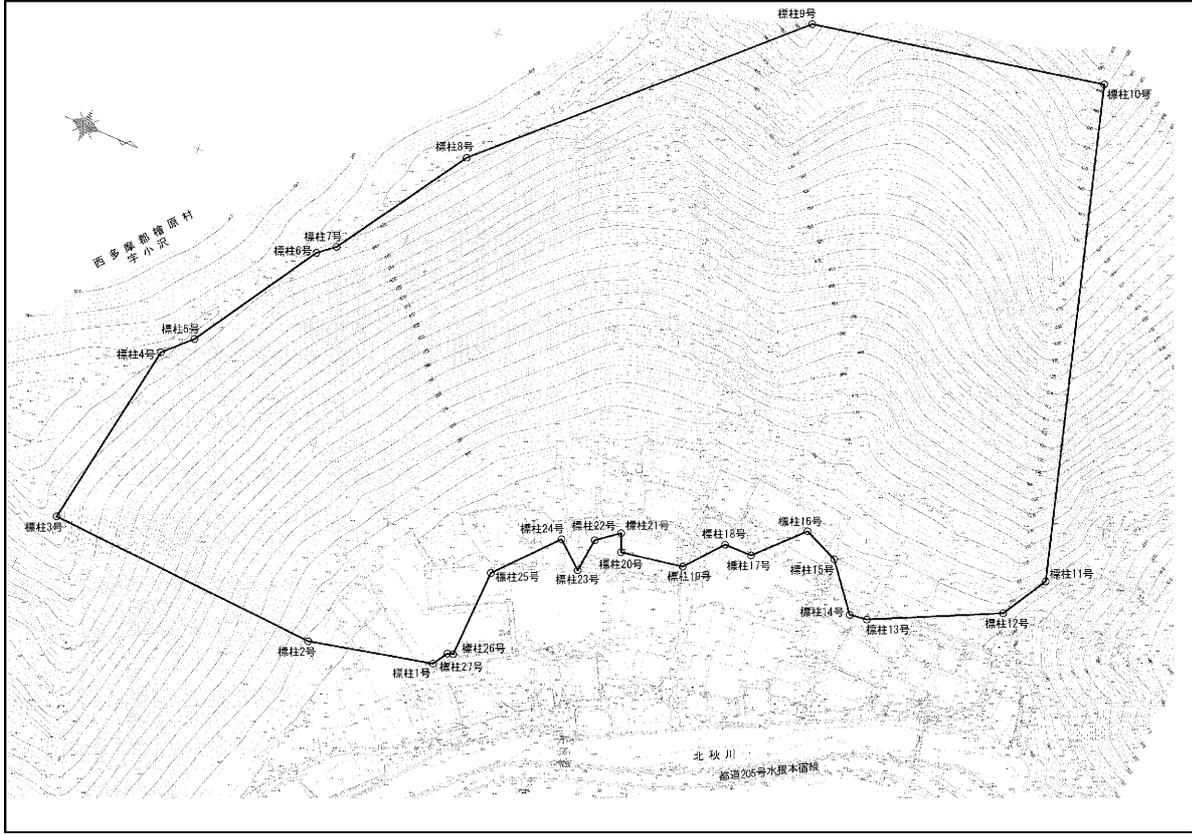
二十四号

三七九一番三

二十五号

別図

西多摩郡檜原村小沢地区 急傾斜地崩壊危険区域
西多摩郡檜原村字小沢地内



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年三月二十四日

東京都選挙管理委員会

二二九、七六八

●東京都選挙管理委員会告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年三月二十四日

東京都選挙管理委員会

一、五三六、〇四七

●東京都選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和五年三月二十四日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 数

千代田区選挙区	18,157
中央区選挙区	46,589
港区選挙区	68,422
新宿区選挙区	91,575
文京区選挙区	61,716
台東区選挙区	57,405
墨田区選挙区	78,377
江東区選挙区	137,936
品川区選挙区	112,716
目黒区選挙区	78,162
大田区選挙区	169,378
世田谷区選挙区	195,099
渋谷区選挙区	64,235
中野区選挙区	94,275
杉並区選挙区	147,631
豊島区選挙区	77,285
北区選挙区	96,558
荒川区選挙区	57,141
板橋区選挙区	145,580

練馬区選挙区	169,815
足立区選挙区	161,566
葛飾区選挙区	127,333
江戸川区選挙区	159,461
八王子市選挙区	145,678
立川市選挙区	51,761
武蔵野市選挙区	41,534
三鷹市選挙区	52,814
青梅市選挙区	37,396
府中市選挙区	72,014
昭島市選挙区	31,655
町田市選挙区	120,531
小金井市選挙区	34,643
小平市選挙区	53,960
日野市選挙区	52,301
西東京市選挙区	57,277
西多摩選挙区	68,563
南多摩選挙区	67,349
北多摩第一選挙区	85,746
北多摩第二選挙区	57,222
北多摩第三選挙区	89,998
北多摩第四選挙区	53,626
島部選挙区	6,845

規則(公)

東京都道路交通規則及びつきまとい行為等の禁止に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和5年3月24日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

●東京都公安委員会規則第2号

東京都道路交通規則及びつきまとい行為等の禁止に関する規則の一部を改正する規則

(東京都道路交通規則の一部改正)

第1条 東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

日次中「第10章 雑則(第44条)」を

「第10章 遠隔操作型小型車に係る届出(第44条)

第11章 特定自動運行の許可の申請等(第45条-第48条)

第12章 雑則(第49条)」

に改める。

第2条第1項第3号中「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める。

第10条第1号ア(ウ)中「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める。

第12条第2項第3号中「第7号及び第12号」を「第1項第7号及び第9号」に、「第118条第1項第4号若しくは第5号、法第119条第1項第11号若しくは第12号又は法第119条の2第1項第3号」を「第118条第2項第3号若しくは第4号、法第119条第2項第4号若しくは第5号又は法第119条の2の4第2項」に改める。

第10章中第44条を第49条とし、同章を第12章とする。

第9章の次に次の2章を加える。

第10章 遠隔操作型小型車に係る届出

(遠隔操作による通行の届出)

第44条 法第15条の3第1項の規定による届出は、遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

第11章 特定自動運行の許可の申請等
(特定自動運行の許可の申請)

第45条 法第75条の12第2項の規定による特定自動運行の許可の申請書の提出は、交通総務課長を経由して行わなければならない。

(特定自動運行計画の変更の許可申請等)

第46条 法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更の許可に関する申請書の提出及び同条第3項又は第4項の規定による特定自動運行計画の変更の届出は、交通総務課長を経由して行わなければならない。

(特定自動運行許可証の再交付申請)

第47条 施行規則第9条の19第2項の規定による特定自動運行の許可証の再交付の申請は、交通総務課長を経由して行わなければならない。

(特定自動運行許可証の返納)

第48条 施行規則第9条の38第1項又は第3項の規定による特定自動運行の許可証の返納は、交通総務課長を経由して行わなければならない。

(つきまとい行為等の禁止に関する規則の一部改正)

第2条 つきまとい行為等の禁止に関する規則（平成15年12月19日東京都公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「同項第11号の3」の次に「に規定す

る移動用小型車、同項第11号の4」を加え、「車椅子」を「車」に改める。

別記様式中

	性別	男・女
(歳)		
に		
	(歳)	

改める。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前のつきまとい行為等の禁止に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができるとができる。

口 示 (公)

●東京都公安委員会告示第106号

令和4年東京都公安委員会告示第92号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第3条の規定に基づく電子情報処理組織を使用して行わせることができる手続等）の一部を次のように改正し、令和5年3月27日から施行する。

令和5年3月24日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

表中

「遺失物法（平成18年法律第73号）」

第17条
第20条第3項
第21条第2項

を

「行政手続法（平成5年法律第88号）」

第20条第2項（道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2に規定する聴聞における当事者又は参加人による証拠書類等の提出に限る。）
第17条
第20条第3項
第21条第2項

に、

「遺失物法（平成18年法律第73号）」

第17条
第20条第3項
第21条第2項

「道路交通法（昭和35年法律第105号）」

第45条第1項
第49条の5
第74条の3第5項
第78条第1項、第4項及び第5項

を

「道路交通法」

第45条第1項
第49条の5
第74条の3第5項
第78条第1項、第4項及び第5項
第104条第2項（運転免許の取消し処分又は運転免許の効力を90日以上停止する処分に係る者又はその代理人による証拠の提出に限る。）

に、

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成28年法律第9号)	第10条第3項
---	---------

を

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成28年法律第9号)	第10条第3項
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第4号)	第7条第1項

に

改める。

●東京都公安委員会告示第107号

令和4年東京都公安委員会告示第93号 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第4項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法) の一部を次のように改正し、令和5年3月27日から施行する。

令和5年3月24日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

別表第2中

遺失物法施行規則 (平成19年国家公安委員会規則第6号)	第5条第1項
------------------------------	--------

を

行政手続法 (平成5年	第20条第2項 (道路交通
-------------	---------------

法律第88号)

法第104条の2に規定する聴聞における当事者又は参加人による証拠書類等の提出に限る。)

道路交通法

第104条第2項 (運転免許の取消し処分又は運転免許の効力を90日以上停止する処分に係る者又はその代理人による証拠の提出に限る。)

に

遺失物法施行規則 (平成19年国家公安委員会規則第6号)	第5条第1項
------------------------------	--------

改める。

別表第3中

遺失物法施行規則

第26条

を

遺失物法施行規則	第26条
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第4号)	第7条第1項

に

改める。

●東京都公安委員会告示第108号

令和4年東京都公安委員会告示第94号 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第5条ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法) の一部を次のように改正し、令和5年3月27日から施行する。

令和5年3月24日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

別表中

遺失物法 (平成18年法律第73号)	第17条
	第20条第3項
	第21条第2項

を

行政手続法 (平成5年法律第88号)	第20条第2項 (道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第104条の2に規定する聴聞における当事者又は参加人による証拠書類等の提出に限る。)
遺失物法 (平成18年法律第73号)	第17条
	第20条第3項
	第21条第2項

に、

道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第45条第1項
	第49条の5
	第74条の3第5項
	第78条第1項、第4項及び第5項

を

道路交通法	第45条第1項
	第49条の5
	第74条の3第5項
	第78条第1項、第4項及び第5項
	第104条第2項 (運転免許の取消し処分又は運転

に、

免許の効力を90日以上停止する処分に係る者又はその代理人による証拠の提出に限る。）

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）	第7条第1項

改める。

●東京都公安委員会告示第109号

令和3年東京都公安委員会告示第316号（東京デジタルフリースト条例施行規則第4条第1項及び第2項ただし書に規定する都の機関等の定めるところ等）の一部を次のように改正し、令和5年3月27日から施行する。

令和5年3月24日
東京都公安委員会
委員長 山口 徹
別表中

東京都ゲーミングセンターの規制に関する条例（平成9年東京都条例第68号）

東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）	第6条第1項（東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則（平成13年9月3日東京都公安委員会規則第15号）第2条又は警視総監が行う情報公開の事務に関する規程（平成13年9月3日訓令甲第37号）第2条に規定する開示請求書の提出をいう。）
東京都水上安全条例（平成30年東京都条例第46号）	第18条第1項、第3項及び第4項
東京都ゲーミングセンターの規制に関する条例（平成9年東京都条例第68号）	第7条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第2項

改める。

公 告

河川整備計画の公表について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月二十四日
東京都知事 小池 百合子

- 一 河川整備計画及び対象とする河川の名称
八ッ瀬川河川整備計画
二級河川八ッ瀬川
- 二 河川整備計画を定めた日
令和五年二月九日
- 三 河川整備計画の公表の方法
関係図書は、東京都建設局河川部及び東京都小笠原支庁に備え置いて縦覧に供する。

河川整備計画の公表について

河川整備計画を変更したので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

- 令和五年三月二十四日
東京都知事 小池 百合子
- 一 河川整備計画及び対象とする河川の名称
荒川水系柳瀬川流域河川整備計画
一級河川柳瀬川、空堀川及び奈良橋川
- 二 河川整備計画を変更した日
令和五年二月六日
- 三 河川整備計画の公表の方法
関係図書は、東京都建設局河川部及び東京都北多摩北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
（郵送料を含む）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

